

○神戸市総合基本計画審議会規則

昭和49年7月4日

規則第76号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、神戸市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(答申)

第2条 審議会は、神戸市総合基本計画案に対する審議会の最終意見を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、市長の定める数の委員で組織する。

2 審議会は、その定めるところにより、総合基本計画について検討する部会を置くことができる。

3 部会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから、審議会の会長が指名する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 民間各種団体の代表者等

(3) 神戸市市会議員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

2 前項に規定する委員が、委嘱された時点における職又は地位を変更し、又は辞任したときは、市長は、市長が定める選考基準に照らし、当該委員の資格の有無を決定する。

3 委員の任期は、市長が定める。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務に当たる。

(部会長及び副部会長)

第6条 部会に、それぞれ部会長1名及び副部会長1名を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、会長の指名により定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務に当たる。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 議事は、出席委員の過半数でこれに決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長が必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を徴することができる。

(準用)

第8条 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(公開等)

第9条 審議会は、公開とする。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、この限りでない。

- 2 審議会の公開に関し必要な事項は、市長が定める。

(参与)

第10条 審議会に、重要な会務につき専門的立場に基づいた意見を述べさせるため必要があるときは、若干名の参与を置くことができる。

- 2 参与は、関係行政機関の職員その他適当であると認められる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 参与の任期は、市長が定める。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、企画調整局において処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日規則第106号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日規則第20号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日規則第3号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第2号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月8日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第7号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第118号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月21日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月26日規則第35号）